平成２９年（フ）第２５７号
岡山県倉敷市北畝１丁目５番17号　田頭ハイム
債務者　鶴田　勝巳
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保724番地16　コーポおぎわら103号
債務者　入山寿太郎
1　決定年月日時　平成30年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１９２３号
愛知県春日井市妙慶町２丁目181番地　リヴァーサイドＭ・Ｏ　102号、従前の住所愛知県春日井市知多町３丁目165番地
債務者　谷口　健太
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３５号
札幌市手稲区富丘２条７丁目３番29号　緑マンション１号
債務者　荒井まゆみ（旧姓片山）
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４８号
北海道釧路郡釧路町柏東５丁目85番地
債務者　新村　光子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１２号
釧路市昭和中央１丁目６番26号　イシュタール鶴巣Ｊ号室
債務者　内山　健
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３号
北海道北見市とん田西町298番地２　コーポ西町３号
債務者　田中三喜男
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第４号
青森県三沢市緑町２丁目２番地９号　メゾンパークサイドＹ－２
債務者　小向　香織（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成30年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第６号
盛岡市北松園１丁目15番12号
債務者　佐々木千賀子
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７２８号
埼玉県三郷市彦成４丁目５番２－504号、旧住所埼玉県三郷市彦成４丁目１番13－303号
債務者　上原　玲子（旧姓柿崎）
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
埼玉県川越市仙波町３丁目25番地24
債務者　渡部　雄介
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０号
千葉県旭市新町1142番地１
債務者　蜂谷かおり
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７９号
北海道岩見沢市大和１条１丁目６番地
債務者　石田　智禄
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第４号
北海道岩見沢市大和１条５丁目７番地８　パークマンションⅧ　１－Ａ
債務者　森　　一洋
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第５号
北海道岩見沢市大和１条５丁目７番地８　パークマンションⅧ　１－Ａ
債務者　森　　秀美
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１２２９号
京都市伏見区日野野色町49－１　ストゥディオ302号室、住民票上の住所京都市山科区勧修寺東栗栖野町６番地２　勧修寺第一市営住宅１－406
債務者　荒木　淳志
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４６号
京都府京田辺市薪長尾谷36番地26　106号
債務者　和田　高幸
1　決定年月日時　平成30年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係